

令和4年12月14日可決

## 国際会計基準の適用範囲を拡大する規制緩和を求める意見書

衆議院議長 参議院議長  
内閣総理大臣 総務大臣 各あて  
経済産業大臣 内閣府特命担当大臣（金融）

近年、社会のグローバル化の進展に伴い、日本の大企業や中小企業が積極的な海外進出に向けて努力を続けている。こうした中、米国・中国及び日本を除く世界各国は、世界共通の会計基準を目指して国際会計基準審議会（IASB）によって設定された国際会計基準（IFRS）を採用している。海外進出の際、国際会計基準に基づく財務諸表の提出を現地の当局や金融機関から求められることも多くなっており、例えば、村田製作所が2024年度から国際会計基準の任意適用を発表するなど、国際会計基準に基づく連結財務諸表を作成する上場企業等の金融商品取引法適用会社が増加している。

しかし、財務諸表等規則第1条の2の2の規定により、連結財務諸表を作成している企業は個別財務諸表に国際会計基準を使用することができない。そのため、連結財務諸表に国際会計基準を適用した場合、個別財務諸表に日本会計基準を適用しなければならず、双方の財務諸表の作成が必要になる。これは、企業の経理やシステム運用上、大きな負担となるだけでなく財務諸表の透明性も図られない。

また、中小企業や非上場企業など、金融商品取引法が適用されない企業は、会社計算規則第120条の規定により、国際会計基準を使用できない。

政府は、令和3年度以降の「骨太の方針」の金融財政執行方針において、国際会計基準の積極的な活用を挙げており、法改正も含めた取り組みが求められる。大阪市においては大企業・中小企業・零細企業が集積しており、海外進出を積極的に後押しするという観点から、国際会計基準の柔軟な適用を実現することが非常に重要である。

よって国におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

### 記

- 連結財務諸表に限らず個別財務諸表にも国際会計基準の適用を可能とするよう財務諸表等規則第1条の2の2を改正すること
- 金融商品取引法が適用されない企業にも国際会計基準の適用を可能とするよう会社計算規則第120条を改正すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。